

岩手県監査委員告示第8号

監査結果の公表（平成22年岩手県監査委員告示第43号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県公安委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年2月4日

岩手県監査委員 千葉 康一郎  
 岩手県監査委員 樋下 正信  
 岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
 岩手県監査委員 工藤 洋子

1(1) 監査対象機関名 岩手県盛岡東警察署

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年7月23日

イ 本監査実施日 平成22年8月31日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年10月8日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
旅費の支給に当たり、支出負担行為をしなかったため支払われていないものが2件、8,800円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	旅費2件、8,800円については、平成22年8月12日に支給した。 旅費の支給漏れがないよう、支出負担行為の確認を強化し、適正な事務の執行に努めることとした。
業務の委託に当たり、契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したことを確認せずに委託契約を締結しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	委託業務の契約に当たっては、履行保証内容の確認を強化し、適正な事務の執行に努めることとした。

2(1) 監査対象機関名 岩手県岩手警察署

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年7月14日

イ 本監査実施日 平成22年8月24日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年10月8日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
需用費の支出に当たり、著しく遅れて支出しているものが1件、39,690円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	需用費の支出については、一連の会計事務手続の点検を強化し、適正な事務の執行に努めることとした。

3(1) 監査対象機関名 岩手県北上警察署

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年7月15日

イ 本監査実施日 平成22年8月31日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年10月8日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
------------	------

<p>住居手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが3件、111,100円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>住居手当3件、111,100円については、平成22年8月20日に返納処理を完了した。</p> <p>住居手当の支給に当たっては、住居の賃貸借契約条件等の確認を強化し、適正な事務の執行に努めることとした。</p>
--	--

4(1) 監査対象機関名 岩手県水沢警察署

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年7月14日

イ 本監査実施日 平成22年8月25日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年10月8日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>住居手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが2件、64,400円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>住居手当2件、64,400円については、平成22年8月20日に返納処理を完了した。</p> <p>住居手当の支給に当たっては、住居の賃貸借契約条件等の確認を強化し、適正な事務の執行に努めることとした。</p>